

# まちなかの空き店舗に出店する経費の一部を補助します

日立市では、空き店舗※による商業機能の空洞化を解消し、空き店舗の解消とまちなかの活性化を図るため、空き店舗を活用し出店する場合に必要な経費の一部を助成します。

<p>※空き店舗とは？</p>	<p>下記の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 過去に営業していて、原則として3ヶ月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗内のものを除く。）又は3ヶ月以上居住者がいない空き家（ただし共同住宅は除く。）</li> <li>(2) 1階部分を店舗として使用し、又は1階部分を含めた複数の階を店舗とし、一体的に使用するもの</li> <li>(3) 公道に面した敷地等に営業していることが認知できる設備を備えていること</li> <li>(4) 市内JR常磐線の各駅からおおむね半径1キロメートル以内の地域（用地地域が第1種低層住居専用地域は除く）又は用途地域が商業地域若しくは近隣商業地域にあるもの</li> </ol>								
<p>対象業種</p>	<p>小売業、飲食業、サービス業等で、下記の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 風俗営業を行わないもの</li> <li>(2) インターネット異性紹介事業を行わないもの</li> <li>(3) フランチャイズ契約に基づく加盟店でないもの</li> <li>(4) 出店後3年以上継続して営業する予定のもの</li> <li>(5) 補助金申請者が直接、事業又は営業に携わるもの</li> <li>(6) 市内の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの</li> <li>(7) 正午から午後1時を含む1日5時間以上営業するもので、かつ週5日間以上営業するもの</li> </ol>								
<p>対象者</p>	<p>空き店舗で対象業種を行う下記の者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業者</li> <li>(2) 暴力団に該当しない者</li> <li>(3) 市税を滞納していない者</li> </ol>								
<p>対象経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 改装費用（市内に事務所のある事業者が改装する場合のみ）</li> <li>(2) 備品（長期にわたり使用可能なもの）の購入費用</li> </ol>								
<p>補助金額</p>	<p>対象経費の合算額に下表の補助率を乗じた限度額以下の額（千円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="437 1771 1407 1910"> <thead> <tr> <th>店舗面積</th> <th>補助率</th> <th>補助金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以下</td> <td rowspan="2">1/3</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートル超え</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	店舗面積	補助率	補助金の限度額	30平方メートル以下	1/3	500,000円	30平方メートル超え	1,000,000円
店舗面積	補助率	補助金の限度額							
30平方メートル以下	1/3	500,000円							
30平方メートル超え		1,000,000円							
<p>補助申請・問い合わせ先</p>	<p>日立市 産業経済部 商工振興課 商業振興係 〒317-8601 日立市助川町1-1-1 0294-22-3111 内線 775、471</p>								